

## ○消防長専決規程

昭和43年5月1日訓令第2号

次に掲げる事務は、消防長に専決させる。

- 1 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第11条第1項及び第3項並びに危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第6条及び第7条に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は変更の申請書の受理及び許可に関する事。
- 2 法第11条第5項及び政令第8条に規定する完成検査申請書の受理及び完成検査済証の交付に関する事。
- 3 法第11条第6項に規定する製造所等の譲渡又は引渡しの届出の受理に関する事。
- 4 法第11条の4に規定する製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類又は数量の変更の届出の受理に関する事。
- 5 法第11条の5に規定する製造所等の所有者、管理者又は占有者に対して法第10条第3項に規定する技術上の基準に従うことを命ずる事。
- 6 法第12条第2項に規定する製造所等の修理、改造又は移転等を命ずる事。
- 7 法第12条の2に規定する製造所等の使用停止を命ずる事。
- 8 法第12条の6に規定する製造所等の廃止の届出の受理に関する事。
- 9 法第13条第2項に規定する危険物保安監督者の選任又は解任の届出の受理に関する事。
- 10 法第14条の2第1項及び第3項に規定する予防規定を認可し及び変更を命ずる事。
- 11 法第16条の5に規定する製造所等の所有者に対する状況質問又は製造所等の立入検査に関する事。
- 12 法第16条の5に規定する危険物の除去その他危険物による災害防止のための必要な処置を命ずる事。
- 13 政令第9条第1項第1号に規定する製造所等の位置の基準の特例に関する事。
- 14 政令第23条に規定する製造所等の位置、構造及び設備の基準の特例に関する事。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

